

指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人修誠会が開設する、吉野川病院（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「支援員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう努めることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 本事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう配慮して行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。
- 3 利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公平、中立に行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉野川病院
- (2) 所在地 徳島県板野郡北島町高房字八丁野西 36 番地の 13

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
事業所の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に、事業所の支援員その他の従業者にこの規程を遵守させるために、必要な措置命令を行うものとする。また、自ら介護支援専門員である場合、支援員としての業務を行う。
- (2) 介護支援専門員 3 名以上
介護支援専門員の資格に基づく支援業務。
- (3) 事務職員 1 名
請求業務、その他事務関係業務。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

毎週月曜日から金曜日までのうち、第 2 号に規定する休業日を除いた日。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 月 2 日、3 日は休業日とする。
- (2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(居宅介護支援の内容及び利用料)

第 6 条 利用者の相談を、自宅又は吉野川病院において受け、またサービス担当者会議を開催する。課題分析表は居宅サービス計画ガイドラインを使用する。支援員は居宅訪問を毎月行い、必要に応じて随時訪問する。

- 2 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額とする。
 - (1) 要介護認定などに係る申請に必要な協力。
 - (2) 要介護認定などの申請確認と必要な援助。
 - (3) 要介護認定などの更新に必要な援助。
 - (4) 要介護認定などに係る市町村からの訪問調査の受託。
 - (5) 居宅介護サービス計画の作成業務。
 - (6) 介護予防に係る受託業務。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 事業所事業の通常の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県板野郡の区域
- (2) 徳島市の区域
- (3) 鳴門市の区域

（苦情処理の措置等）

第 8 条 事業所は、利用者からの苦情を処理するために、別に定める『医療法人修誠会苦情処理要綱』に基づき適切な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第 9 条 利用者に対し、事業所業務の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うと共に、必要な措置を講ずると共に管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護と虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族棟高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 11 条 事業者は、居宅介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 12 条 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（秘密保持・個人情報の保護）

第 13 条 従業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保）

第 14 条 事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(職員の服務規律)

第 15 条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者またはその家族に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を保つよう努めること。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努めること。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第 16 条 事業所は、感染症や災害が発生した状況であっても、居宅支援事業を継続できる体制構築に努め、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業継続計画の策定
- (2) 事業継続計画の指針の整備
- (3) 事業継続計画の研修の実施
- (4) 事業継続計画の訓練（シミュレーション）の実施

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を確保すると共に、勤務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人修誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日 改定

令和 5 年 4 月 1 日 改定 第 4 条,第 7 条,第 10 条,第 11 条,第 13 条,第 15 条

令和 6 年 4 月 1 日 改定 第 4 条,第 5 条,第 11 条